

中央区個人情報の保護に関する法律施行条例を公布する。

令和五年三月十七日

中央区長 山 本 泰 人

中央区条例第三号

中央区個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において「実施機関」とは、区長、教育委員会、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）で使用する用語の例による。

(区の責務)

第三条 中央区（以下「区」という。）は、区民の権利利益を保護し、信頼される区政を実現するため、個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

(区民等の責務)

第四条 区民及び事業者は、互いに個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する区の施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、その事業の実施に当たって個人情報を取り扱うときは、本人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

3 出資法人等（区が出資等をする法人その他の団体で区長が定めるものをいう。）及び区が設置する公の施設の指定管理者は、個人情報の保護に関する区の施策に留意しつつ、その業務において取り扱う個人情報の適正な管理、本人からの求めに対する開示等に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（最高個人情報保護責任者）

第五条 区の保有個人情報の安全管理を統括する責任者として、最高個人情報保護責任者を置く。

（目的外の利用及び提供に係る記録等）

第六条 実施機関は、法第六十九条第二項（番号利用法第三十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十一条第一項の規定により、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供したときは、当該実施機関の定めるところによりその旨を記録し、公表しなければならない。

（個人情報取扱事務の登録等）

第七条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務事業（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始するときは、当該実施機関の定めるところにより、次に掲げる事項を登録した帳簿を作成し、公表しなければならない。

一 個人情報取扱事務の名称及び目的

二 対象となる個人の範囲

三 保有個人情報として記録される個人情報の項目

四 保有個人情報として記録される個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨

五 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による登録に係る個人情報取扱事務を廃止したとき、又は同項各号に掲げる事項で登録したものを変更したときは、当該個人情報取扱事務の登録を抹消し、又は登録している事項を修正しなければならない。

（費用の負担）

第八条 法第八十九条第二項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、法第八十七条第一項の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。

2 前項ただし書の費用の額は、区長が定める。

（訂正請求等に係る保有個人情報の範囲等）

第九条 法第九十条第一項に規定する訂正の請求及び法第九十八条第一項（番号利用法第三十条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する利用停止の請求をすることができる保有個人情報（個人情報の範囲は、法第九十条第一項各号に掲げるもののほか、法第五章第四節第一款に規定する開示を受けていない自己を本人とする保有個人情報とし、法第九十条第三項、第九十一条第一項第二号（訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）、第九十八条第三項及び第九十九条第一項第二号（利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日に係る部分に限る。）の規定は適用しない。）

（訂正請求等に係る保有個人情報の存否に関する情報）

第十条 訂正請求又は利用停止請求（以下「訂正請求等」という。）に対し、当該訂正請求等に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、法第七十八条第一項に規定する不開示情報を開示する

こととなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求等を拒否することができる。

2 前項の規定により訂正請求等を拒否するとき、又は訂正請求等に係る保有個人情報を保有していないときは、訂正又は利用停止をしない旨の決定をし、訂正請求者又は利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(審査会への諮問の手続)

第十一条 実施機関は、法第百五条第一項に規定する審査請求があつたときは、速やかに同項の規定による諮問をするよう努めなければならない。

2 法第百五条第一項の規定による諮問は、法第百六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第二十九条第二項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(審議会への諮問等)

第十二条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、中央区情報公開・個人情報保護審議会及び中央区情報公開・個人情報保護審議会に關する条例（平成九年九月中央区条例第二十九号）第一条に規定する中央区情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に諮問することができる。

一 この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

二 法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

三 前二号に掲げるもののほか、実施機関における個人情報の取扱いに關する運用上の細則を定めようとする場合

2 実施機関は、特定個人情報保護評価に関する規則（平成二十六年特定個人情報保護委員会規則第一号）第六条第一項に規定する重点項目評価を実施したときは、審議会に諮問しなければならない。

3 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を審議会に報告しなければならない。

一 特定個人情報保護評価に関する規則第五条第一項に規定する基礎項目評価のみを実施したとき。

二 特定個人情報保護評価に関する規則第十四条第一項の規定による修正をしたとき。

三 前二号に掲げるときのほか、実施機関が特定個人情報保護評価に関し審議会への報告が必要であると認めるとき。

（実施状況の公表）

第十三条 区長は、毎年一回、法及びこの条例並びに中央区議会の個人情報の保護に関する条例（令和五年三月中央区条例第一号）による個人情報保護制度の実施状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（中央区個人情報の保護に関する条例の廃止）

第二条 中央区個人情報の保護に関する条例（平成九年九月中央区条例第二十八号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（中央区個人情報の保護に関する条例の廃止に伴う経過措置）

第三条 次に掲げる者に係る旧条例第十一条の二の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第二条第

二号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後も、なお、従前の例による。

一 施行日において現に旧条例第二条第一号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であつた者のうち、施行日前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

二 施行日において現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事している者（当該委託を受けた者から再委託を受けた者を含む。）又は施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者（当該委託を受けた者から再委託を受けた者を含む。）

三 前二号に掲げるもののほか、施行日において現に旧個人情報を取り扱う業務に従事している者又は施行日前において旧個人情報を取り扱う業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第十七条第一項、第十八条又は第十九条の請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお、従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第八条の二に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 施行日において現に旧実施機関の職員（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号の派遣労働者であつて、旧実施機関が所

掌する事務事業に従事するもの又は従事していたものを含む。以下この号において同じ。）である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者

二 第一項第二号に掲げる者

三 施行日において現に指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事している者又は施行日前において指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務に従事していた者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第二号の四に規定する保有個人情報を実施日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 前二項の規定は、区の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 前条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお、従前の例による。